

令和二年五月十九日受領
答弁第一八八九号

内閣衆質二〇一第一八九号

令和二年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員青山雅幸君提出新型コロナウイルス感染が疑われる検体に対するPCR検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山雅幸君提出新型コロナウイルス感染が疑われる検体に対するPCR検査に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「PCR検査を申し入れても拒絶される事例」及び「前項の事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察が取り扱う死体に係る御指摘の「PCR検査」については、検案等を行う医師が、死体の所見、死亡した者に係る生前の情報、CTの画像等から新型コロナウイルス感染症にかかっていた疑いがあると判断した場合に実施されているものと承知している。いずれにせよ、医師が必要と認めただ場合に検査が実施されることが重要と考えている。